

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン  
 (平成19年8月2日付け19農振第823号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p><b>第一 趣旨</b>                      農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に大幅に進行し、また、農業所得をはじめ地域の所得が減少傾向にあるなど、厳しい状況におかれている。さらに、生活環境の整備状況は都市部に比べ、なお低い水準にある。                      このため、農山漁村の活力低下が続いているのが現状である。                      一方、農山漁村については、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっていることも事実である。                      このような中で、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村の同一地域において、中長期かつ定期的に滞在すること等により、地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つ生活を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者も増えはじめている。                      こうしたことを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより、<u>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律</u>（平成19年法律第48号。以下「法」という。）が制定されたものである。</p>	<p><b>第一 趣旨</b>                      農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に大幅に進行し、また、農業所得をはじめ地域の所得が減少傾向にあるなど、厳しい状況におかれている。さらに、生活環境の整備状況は都市部に比べ、なお低い水準にある。                      このため、農山漁村の活力低下が続いているのが現状である。                      一方、農山漁村については、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっていることも事実である。                      このような中で、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村の同一地域において、中長期かつ定期的に滞在すること等により、地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つ生活、<u>いわゆる二地域居住</u>を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者も増えはじめている。                      こうしたことを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、<u>法</u>が制定されたものである。</p>
<p><b>第二</b> (略)</p>	<p><b>第二</b> (略)</p>
<p><b>第三 地域</b>                      法に基づく措置の対象となる地域は、法第3条各号に掲げられた要件に該当する地域であり、その考え方については、法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成23年10月3日農林水産大臣公表。以下「基本方針」という。）において、「定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項」として示されたところであるが、具体的には以下のとおりとすることが適当であると考えられる。</p>	<p><b>第三 地域</b>                      法に基づく措置の対象となる地域は、法第3条各号に掲げられた要件に該当する地域であり、その考え方については、法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成19年8月2日公表。以下「基本方針」という。）において、「定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項」として示されたところであるが、具体的には以下のとおりとすることが適当であると考えられる。</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p><b>第四 活性化計画</b></p>	<p><b>第四 活性化計画</b></p>

1 (略)

2 活性化計画に定める事項

(1) (略)

(2) 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業（法第5条第2項第2号）

①、② (略)

③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業（第2号ハ）

地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、地域資源活用総合交流促進施設、市民農園その他の農林漁業体験施設、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民等への農山漁村に対する理解を促進すること等を目的とした自然環境等活用交流学习施設等の整備が該当する。

なお、市民農園については、法第11条に、法第5条第4項に規定する市民農園の整備に関する事業を実施する農林漁業団体等について、その実施する事業が法第5条第1項に規定する活性化計画に記載された場合には、その手続上の負担軽減を図る観点から、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項に基づく認定の申請において、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下「施行規則」という。）第2条第4号イからニまでに掲げる事項を記載した場合は、簡略化された手続によることができる旨が規定されている。この考え方については、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第11条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定について」（19農振第818号、国都公緑第99号、平成19年8月1日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）を参照されたい。

（19農振第818号、国都公緑第99号、平成19年8月1日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）を参照されたい。

④ (略)

(3)、(4) (略)

3 (略)

4 農林漁業団体等が実施する事業

活性化計画に記載する事業は、都道府県又は市町村自身が実施するもののほか、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等が実施する事業であっても、都道府県又は市町村がその事業費の一部を負担してその推進を図る事業については、農林漁業団体等の同意を得て計画に記載することができることとされている（法第5条第4項）。

1 (略)

2 活性化計画に定める事項

(1) (略)

(2) 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業（法第5条第2項第2号）

①、② (略)

③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業（第2号ハ）

地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、地域資源活用総合交流促進施設、市民農園その他農林漁業体験施設、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民等への農山漁村に対する理解を促進すること等を目的とした自然環境等活用交流学习施設等の整備が該当する。

なお、市民農園については、法第11条に、法第5条第4項に規定する市民農園の整備に関する事業を実施する農林漁業団体等について、その実施する事業が法第5条第1項に規定する活性化計画に記載された場合には、その手続上の負担軽減を図る観点から、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項に基づく認定の申請において、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、施行規則第2条第4号イからニまでに掲げる事項を記載した場合は、簡略化された手続によることができる旨が規定されている。この考え方については、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第11条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定について」（19農振第818号、国都公緑第99号、平成19年8月1日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）を参照されたい。

④ (略)

(3)、(4) (略)

3 (略)

4 農林漁業団体等が実施する事業

活性化計画に記載する事業は、都道府県又は市町村自身が実施するもののほか、法第5条第4項に規定する農林漁業団体等が実施する事業であっても、都道府県又は市町村がその事業費の一部を負担してその推進を図る事業については、農林漁業団体等の同意を得て計画に記載することができることとされている（法第5条第4項）。

農林漁業団体等には、農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動

農林漁業団体等には、農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動法人に準ずるものとして、次の（１）から（４）までに掲げるものが含まれる（施行規則第３条）。

（１）～（４） （略）

５～９ （略）

#### 第五 交付金の交付

１ （略）

２ 交付金の交付

国は、１の都道府県又は市町村に対し、提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる（法第６条第２項）。

この場合において、交付金は、活性化計画を提出した都道府県又は市町村ごとに交付するものとし、その額は農山漁村振興交付金実施要綱等の定めるところにより算出された額を限度とする（施行規則第６条第１項）。

このほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他必要な事項については、農山漁村振興交付金実施要綱等の定めるところにより行わなければならない（施行規則第６条第３項）。

#### 第六、第七 （略）

別記様式第１号（第四条関係）（略）

別記様式第２号（第六条関係）所有権移転等促進計画書 （略）

法人に準ずるものとして、次の（１）から（４）までに掲げるものが含まれる（施行規則第３条）。

（１）～（４） （略）

５～９ （略）

#### 第五 交付金の交付

１ （略）

２ 交付金の交付

国は、１の都道府県又は市町村に対し、提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる（法第６条第２項）。

この場合において、交付金は、活性化計画を提出した都道府県又は市町村ごとに交付するものとし、その額は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等の定めるところにより算出された額を限度とする（施行規則第６条第１項）。

このほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他必要な事項については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等の定めるところにより行わなければならない（施行規則第６条第３項）。

#### 第六、第七 （略）

別記様式第１号（第四条関係）（略）

別記様式第２号（第六条関係）所有権移転等促進計画書 （略）